



## 依頼書

株式会社●●（以下、「依頼主」とする）は下記サービス規定内容を承諾し、人材紹介サービスを株式会社HPS Link（以下、「HPS Link」とする）に依頼します。

また HPS Link から紹介を受けた人材の資料管理、ならびに知り得た個人情報の守秘義務を厳守します。

### 1. サービス規定

人材紹介料（一般求人）：理論年収 ×35%（完全成功報酬）

人材紹介料（ハイクラス求人）：理論年収 ×45%（完全成功報酬）

※料金算定の基準は理論年収で行います。

※ハイクラス求人：理論年収700万円以上の人材と定めます。

\*理論年収は、「月収の総計×12ヶ月」に前年度実績のボーナスなどを加えるものとします。前年度実績がない場合には月収総計×13ヶ月として計算します。なお、最低紹介手数料は 500,000円 とします。

\*月収の定義は下記の通り

\*月収：月収には毎月の総支給額（社会保険料、所得税を含む）をいい、オファーレターに記載した試用期間終了後の全額給与、固定コミッションおよび各固定手当（残業、出張、食事、住宅、育児、教育、駐在手当等）を含みます。

\*上記サービス料金に別途消費税が加算されます。

\*ご入金、ご返金の際の手数料は依頼主の負担となります。

### 2. 支払い規定等

(1) 人材紹介料は、HPS Linkが紹介した人材（以下：「人材」とする）の入社日に発生するものといたします。

(2) 人材紹介料の支払期限は、人材が依頼主に入社した月の月末となります。

(3) 人材紹介料の支払方法は、HPS Link が発行する請求書に記載された銀行口座への振込とします。

(4) リプレースメント（無料再紹介）

人材が、3ヶ月以内（最終日が法定休暇に当たる場合は翌営業日まで＜翌営業日を含む＞）に自己都合により退職、または3ヶ月以内に明らかに本人の責（※1）により解雇された場合は、HPS Link はリプレースメントを行います。試用期間中の依頼主都合での解雇はリプレースメント対象ではありません。リプレースメントは1回限り（入社まで）、同職種、同職位の人材とし、リプレースメント期間は人材の退職日から6ヶ月とします。仮に差額が生じた場合、HPS Link は差額分のみを請求し、また差額分の人材紹介料を払い戻します。

また以下条項に該当する場合には、HPS Link のリプレースメント対象外となります。

- ・支払期限内に依頼主から HPS Link への紹介料の支払いがない場合
- ・依頼主が採用決定時に人材に提示した雇用条件と、採用後の雇用条件が異なっていた場合
- ・依頼主が、人材の退職後 7日以内に HPS Link にリプレースメント不要の通知をした場合

※1 「犯罪、それに準ずる行為、就業規則に反する行為」

(5) 人材紹介料払戻し

リプレースメント不成立の場合、または、依頼主が採用した人材が前項の退職または解雇により退職した後7日以内に依頼主がリプレースメントを希望しない旨をHPS Link に通知した場合、HPS Linkは即時に依頼主から支払われた人材紹介料の50%を払い戻します。

(6) 依頼主が、HPS Link から紹介した人材を紹介日から1年以内に何らかの職務で採用した場合、HPS Link からの紹介成功ケースと見なし、上記の料金表通りの支払を請求します。また、依頼主が当該人材を他の雇用主に紹介した場合も同様とします。

(7) 紹介した人材の応募書類の審査について HPS Link は細心の注意を払いますが、意図的な虚偽または不実な書類等についての最終的な責任は負いかねますのでご了承ください。

(8) 依頼主は外国人を雇用する際、日本国の法律規定などに従い、合法的かつ有効な就労ビザ、労働許可証などの証書を持つ外国人を雇用することとします。本規定を承知しながら外国人を違法に雇用した場合、HPS Link は最終的な責任を負いかねますのでご了承ください。

### 3. 秘密情報についての取り扱い

#### 1. (機密情報)

本サービス依頼において秘密情報とは、HPS Linkは依頼主の営業情報、サービス情報等を含み、本件業務のために書面、電子又は口頭により開示される全ての情報のうち、依頼主が秘密に保持すべきものと指定したものを言う。

前項にかかわらず、次の各号に該当する情報は秘密情報に該当しない。

- (1) 取得した時に既に公知、公用となっていたもの
- (2) 取得した後に受領当事者の責によることなく公知、公用となったもの
- (3) 取得する以前に守秘義務を負うことなく既に知得していたもの
- (4) 正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく合法的に取得したもの

## 2. (秘密保持義務)

HPS Linkは、依頼主から開示を受けた秘密情報について厳に秘密を保持し、依頼主の書面による承諾なく、本サービス依頼の内容および秘密情報を開示又は漏洩してはならない。

前項にかかわらず、HPS Linkは、以下の関係者に対し、本件業務に必要な範囲内で、事前に依頼主の書面による承諾を得ることなく秘密情報を開示することができる。

ただし、HPS Linkは秘密情報の開示を受ける者に対し、本サービス依頼に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を遵守させなければならない。

- (1) HPS Linkの役員および従業員で、本件業務の履行に従事し、秘密情報の開示を受けることが必要な者
- (2) HPS Linkが本件業務を委託する者の役員および従業員で、本件業務の履行に従事し、秘密情報の開示を受けることが必要な者
- (3) HPS Linkが本件業務について相談する必要がある弁護士、公認会計士、税理士等の専門家

HPS Linkは、前項の開示を行った時は、依頼主に書面で報告しなければならない。

第1項にかかわらず、次に掲げる場合については、HPS Linkは秘密情報を開示することができる。

ただし、HPS Linkは、開示を行う前に依頼主に対して、当該開示の時期、方法および手段について協議するために最善の努力をなすものとする。

- (1) 法令又は官公署の命令により開示することが要求される場合
- (2) 官公署からの要請等、HPS Linkによる開示に正当な理由があるものとHPS Linkが合理的に判断した場合

## 3. (管理)

HPS Linkおよび依頼主は、本サービス依頼の趣旨に則り、秘密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理する。

HPS Linkは、依頼主から開示された秘密情報について、厳重に管理の上、関係者のみの取扱いとし、第三者に貸与、譲渡等してはならない。

また、依頼主からの返還もしくは廃棄の要請がある場合、それに従う。HPS Linkは、依頼主から開示された秘密情報を本件業務の目的にのみ使用するものとし、事前に依頼主の書面による承諾を得ることなく他のいかなる目的にも使用しない。

本依頼書の有効期限は、依頼主が署名欄に記入した日から1年間とします。ただし、期限満了の2カ月前までに、依頼主およびHPS Linkのいずれからも別段の意思表示がない限り、本依頼書の有効期限は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

御署名欄

社印

会社名： \_\_\_\_\_

日付： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 (\*記入必須)      御担当者名： \_\_\_\_\_